

令和8年4月から

家庭ごみの分別(出し方)が一部変更しています

○ 主な変更

★ 小さな金属類（危険のあるもの）は、可燃ごみとして出してください。

※必ず紙や布で包み、危険のないようにしてください。

令和8年3月まで「不燃ごみ」 → 令和8年4月から「可燃ごみ」

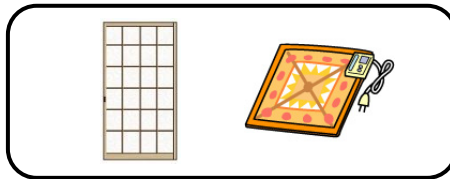


★ 障子、電気カーペット等は、大型可燃ごみ（指定袋に入らない大きさの可燃ごみ）として出してください。

令和8年3月まで「粗大ごみ」 → 令和8年4月から「大型可燃ごみ」

（収集日 第2・第4水曜日）

（収集日 第1・第3・（第5）水曜日）



★ 小型充電式電池を使用しているものは、電池は必ず取り外して、本体は可燃ごみとして、電池は有害ゴミとして出してください。ただし、本体から電池を外せないものは、本体ごと有害ごみとして出してください。

令和8年3月まで「粗大ごみ」 → 令和8年4月から

本体「可燃ごみ」・電池「有害ごみ」



★収集日等は、変更ありません。

その他詳細については、ごみ分別ガイドをご覧ください。

※事業系ごみは、家庭ごみとは処理方法が異なります。ごみの内容、量の多少にかかわらず、ごみステーションに出すことはできません。

【お問い合わせ】

・ごみの分別は、大崎上島町 環境衛生課 ☎ 64-3513

・ごみの持ち込みは、大崎上島環境センター ☎ 64-3800

【一般廃棄物収集運搬許可業者】

(有)大崎上島環境衛生社 ☎ 62-1236

ごみの分別につきましては、皆様のご協力をよろしくお願い致します。